

「ねんきん定期便」をお送りします。

「ねんきん定期便」は、毎年、国民の皆様に、年金加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、日本年金機構が厚生労働省から委託を受け、年金加入期間や加入実績に応じた年金額などの年金に関する情報をお送りするものです。

「ねんきんネット」で、「ねんきん定期便」の郵送を不要とご登録いただいた方であっても、節目年齢（35歳、45歳、59歳）の方には「ねんきん定期便」をお送りしています。

お知らせした年金加入記録に「もれ」や「誤り」がある場合は、同封の「年金加入記録回答票」にてご回答ください（「もれ」や「誤り」がない場合は、ご回答いただく必要はありません）。

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づき作成しています。

同
封
物

○ねんきん定期便

- ・「これまでの年金加入期間」、「老齢年金の見込額」です。 ······ B-1 ページ
- ・これまでの『年金加入履歴』です。 ······ B-3 ページ
- ・これまでの厚生年金保険の標準報酬月額などの月別状況です。 ······ B-5 厚ページ
(厚生年金保険の加入履歴がある方のみ同封しています。)
- ・これまでの国民年金保険料の納付状況です。 ······ B-5 国ページ
(国民年金の加入履歴がある方のみ同封しています。)

○「ねんきん定期便」パンフレット

○年金加入記録回答票、返信用封筒

お客様の照会番号

(お問い合わせの際は、この番号をお知らせください。)

◆◆ 「ねんきんネット」でお客様の年金見込額が試算できます！ ◆◆

インターネットサービス「ねんきんネット」では、お客様のすべての加入期間の年金記録が確認できます。また、今後の年金制度への加入予定などを入力し年金見込額を試算できます。下記の「アクセスキー」を使えば、わずか**5分で登録**が完了します。ぜひご登録ください。



お客様のアクセスキー

(有効期限：本状到着後3カ月) 「ねんきんネット」のお申込み手順は裏面をご覧ください。

※すでに「ねんきんネット」のご利用登録がお済みの方にも、アクセスキーが記載されていますが、改めてのご登録は不要です。
※「ねんきん定期便」には、上記「アクセスキー」を含め個人情報が記載されていますので、大切に保管してください。

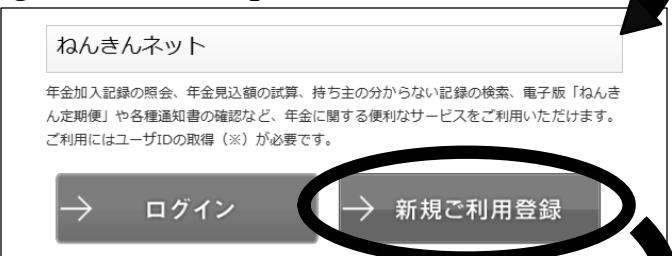
◆◇ ご利用登録のお手続きはとっても簡単！ ◇◆

「ねんきんネット」お申込み手順

①日本年金機構ホームページ



②「ねんきんネット」トップページ



③ねんきんネット（申請用トップページ）



「年金個人情報提供サービス」をご利用の方へ ユーザID切り替えのお願い

「ねんきんネット」トップページの「ログイン」ボタンをクリックして、「年金個人情報提供サービス」のユーザIDとお客様設定パスワードでログインしていただくと、「ねんきんネット」用の新ユーザIDが発行されます。

※古いユーザIDは使用できなくなりますので、ご注意ください。

①日本年金機構 (<http://www.nenkin.go.jp/>) のホームページにアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックしてください。

②「ねんきんネット」トップページが表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

③「ねんきんネット（申請用トップページ）」が表示されますので、「ご利用登録（アクセキーをお持ちの方）」ボタンをクリックしてください。

④本紙の表面に記載されている「アクセキー」（※1）と必要な情報（基礎年金番号（※2）、氏名等）を入力してください。

（※1）即時にユーザIDが発行できる「アクセキー」の**有効期限は本社到着後、3ヵ月**です。お早目のご利用登録をお願いします。期限後も、ホームページでご利用登録が可能です。ただし、ユーザIDの発行（郵送）に5日間程度かかります。

（※2）「ねんきん定期便」には、「ねんきんネット」のご利用登録のための「アクセキー」を同封していることから、第三者のなりすましによる利用登録などを防止するため、基礎年金番号を記載していません。

「基礎年金番号」は、次の書類などに記載されています。

- ・年金手帳
- ・年金証書
- ・基礎年金番号通知書
- ・年金振込通知書
- ・国民年金保険料の納付書

「基礎年金番号」がわからぬ場合は、

- ・会社員の方などは、お勤め先の総務関係の部署などにお尋ねください。
- ・「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」にお電話ください。（後日、基礎年金番号が記載された書類を郵送します。）

携帯電話・スマートフォンからのご利用登録

バーコード読み取り機能付き携帯電話をお持ちの場合は、下のバーコードをご利用いただけます。

<https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/mobile>

※ドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話でユーザIDの発行が可能ですが（ただし、年金情報はパソコンでご確認ください）。

※お申込み時の通信料は、お客様のご負担になりますので、ご注意ください。

バーコード読み取りアプリがインストールされているスマートフォンをお持ちの場合は、下のバーコードをご利用いただけます。

https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/sp_neko/Z06_SP/W_Z0602_SPSCR.do

※二次元コードの読み取りには、専用のアプリが必要です。

※お申込み時の通信料は、お客様のご負担になりますので、ご注意ください。

「ねんきん定期便」・「ねんきんネット」に関するお問い合わせは
『ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル』へ！



0570-058-555

※050から始まる電話でおかけになる場合は、

03-6700-1144 お電話ください。

【受付時間】月～金曜日：午前9時～午後7時まで
第2土曜日：午前9時～午後5時まで
※祝日、1月29日～1月3日は、
ご利用いただけません。

ねんきん定期便



日本年金機構
Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

照会番号

この「ねんきん定期便」は、
平成 年 月 日時点の
年金加入記録に基づき作成しています。

（お問い合わせの際は、この番号をお知らせください。）

「これまでの年金加入期間」、「老齢年金の見込額」です。
※このお知らせの見方は、パンフレットの2~3ページをご覧ください。

1. これまでの年金加入期間

※老齢年金の受け取りには、原則として300月以上の年金加入期間（未納期間および同月内での重複加入期間を除く）及び合算対象期間が必要です。

※「合算対象期間」欄には、国民年金の任意加入期間のうち、保険料を納めていない期間の月数を表示しています。

合算対象期間とは、年金額には反映されませんが、老齢年金を受けるために必要な期間としてみなすことができる期間のことをいいます。

国民年金		厚生年金保険 (未納月数を除く)	船員保険	年金加入期間 合計 (未納月数を除く)	合算対象期間
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者				
月	月	月	月	月	月

2. 老齢年金の見込額（加入状況の変化や毎年の経済の状況など種々の要因により変化します。あくまで参考としてください。）

※老齢年金の見込額は、現在の条件で60歳まで加入したと仮定して計算しています。

※本来の支給開始年齢から受け取る場合の見込額を表示しています。支給開始年齢を繰り上げて（繰り下げて）請求した場合、年金額は異なります。

※厚生年金基金から支給される額を除いて計算しています。

※老齢年金の見込額が表示されていない場合は、パンフレットの3ページをご覧ください。

年金を受けられる年齢		歳～	歳～	歳～
年金の種類と年金額 (1年間の受取見込額)	基礎年金			老齢基礎年金 円
	厚生年金	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分) 円	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分) 円	老齢厚生年金 (報酬比例部分) 円
		円	円	円
年金額 (1年間の受取見込額)	円	円	円	円

◆「ねんきんネット」で、今後、保険料を納付し続けた場合などの老齢年金の見込額の試算を自由に行うことができます。

ぜひ「ねんきんネット」をご利用登録いただき、ご活用ください。

（参考）これまでの保険料納付額

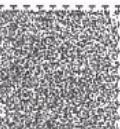
(1) 国民年金（第1号被保険者期間の保険料納付額）	円
(2) 厚生年金保険（厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額）	円
これまでの保険料納付額【(1)+(2)】	円

表示している年金加入期間や年金見込額には、共済組合等における加入記録は反映されていません。

※現在、日本年金機構と共に組合等との情報交換により加入記録の整備を行っているところです。

※各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

※このマークは、音声コードです。
目の不自由な方には、お一人
おひとりの年金加入記録に関する
情報を音声で聞くことができます。



大切なお知らせ①

◆電子版「ねんきん定期便」をご利用ください。

- 「ねんきんネット」では、平成24年4月から、いつでも最新の、全ての期間の年金加入記録をご自宅のパソコンなどで確認できる**電子版「ねんきん定期便」**のサービスを開始しています。
- 日本年金機構では、「ねんきん定期便」の郵送費用などのコスト削減や地球環境保全への取り組みとして、「ねんきん定期便」の郵送に代えて、**電子版「ねんきん定期便」**のご利用を推奨しています。
- この取り組みにご協力いただけた場合は、「ねんきんネット」にご利用登録(ログイン)の上、「ねんきん定期便」の郵送希望の登録で「希望しない」を選択してください。
- なお、「ねんきんネット」をご利用のお客様であっても、節目年齢(35歳、45歳、59歳)の方には、これまでどおり「ねんきん定期便」を郵送します。

(住民票コード収録済の方用)

(住民票コード未収録の方用)

大切なお知らせ②

◆「住民票コード」の収録状況について

- 日本年金機構では、年金請求書などの重要なお知らせを確実にお届けするために、住所や氏名の把握を行っています。
- そのため、日本年金機構では、保有しているお客様の情報(氏名、性別、生年月日、住所)に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムで本人確認を行い、本人確認ができたお客様の基礎年金番号と住民票コードを結び付ける(基礎年金番号の情報として収録する)作業を進めています。
- お客様の住民票コードは「**収録済**」の状態となっていますので、住民票コードをお届けいただく必要はありません。
60歳到達以降に、国民年金、厚生年金保険または船員保険に加入しなくなった場合、その後に住所を変更したときの「住所変更届」の提出が不要となります。

*住民票コードは、市区町村が発行する「住民票コード通知書(票)」に記載されています。
また、市区町村の窓口で「住民票コード記載の住民票の写し」の交付を請求することができます。

「住民票コード」のお届けに関するお問い合わせは

『ねんきんダイヤル』へ！

 **0570-05-1165**

*050から始まる電話でおかけになる場合は、

03-6700-1165 へお電話ください。

【受付時間】月曜日：午前8時30分～午後7時まで
火～金曜日：午前8時30分～午後5時15分まで
第2土曜日：午前9時30分～午後4時まで
※祝日、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。

大切なお知らせ②

◆「住民票コード」のお届けにご協力ください。

- 日本年金機構では、年金請求書などの重要なお知らせを確実にお届けするために、住所や氏名の把握を行っています。
- そのため、日本年金機構では、保有しているお客様の情報(氏名、性別、生年月日、住所)に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムで本人確認を行い、本人確認ができたお客様の基礎年金番号と住民票コードを結び付ける(基礎年金番号の情報として収録する)作業を進めています。
- お客様の住民票コードは「**未収録**」の状態となっています。
お手数ですが、ご自身の住民票コードをお調べいただき、お近くの年金事務所までお届けください。
※共済組合に加入中の方は、年金事務所への住民票コードのお届けは不要です。
※住民票コードをお届けいただくことで、60歳到達以降に、国民年金、厚生年金保険または船員保険に加入しなくなった場合、その後に住所を変更したときの「住所変更届」の提出が不要となります。
※住民票コードは、市区町村が発行する「住民票コード通知書(票)」に記載されています。
また、市区町村の窓口で「住民票コード記載の住民票の写し」の交付を請求することができます。

「住民票コード」のお届けに関するお問い合わせは

『ねんきんダイヤル』へ！

 **0570-05-1165**

【受付時間】月曜日：午前8時30分～午後7時まで
火～金曜日：午前8時30分～午後5時15分まで
第2土曜日：午前9時30分～午後4時まで
※祝日、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。

これまでの『年金加入履歴』です。

表示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。
(裏面の解説もご覧ください。)

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づき作成しています。

表示している年金加入期間や年金見込額には、共済組合等における加入記録は反映されていません。

※現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により加入記録の整備を行っているところです。

※各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数								
※このお知らせの見方は、パンフレットの4~5ページをご覧ください。													
⑦国民年金													
納付済月数	全額免除月数	半額免除月数	4分の3免除月数	4分の1免除月数	学特等月数	第3号月数	納付済等月数計	加入月数(基金)	加入期間(基金)	加入月数	加入期間	⑩年金加入期間合計 (未納月数を除く)	⑪合算対象期間
								()	()				
国民年金被保険者期間における未納月数(※)			付加保険料納付月数 (再掲)										

【備考欄】

※納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまで最大3週間程度かかることがあるため、「未納月数」に含まれている場合があります。ご容赦ください。

「年金加入履歴」の表示項目について

「②加入制度」欄

- 加入了した年金制度を表示しています。

◆国年 … 国民年金 ◆厚年 … 厚生年金保険 ◆船保 … 船員保険

「③お勤め先の名称等」欄

- 「②加入制度」欄が「国年」の場合は、加入種別（下記参照）を表示しています。
- 「②加入制度」欄が「厚年」または「船保」の場合は、勤務した会社（事業所）名または船舶所有者名を表示し、会社名または船舶所有者名が国のコンピュータに登録されていない場合には、それぞれ「厚生年金保険」または「船員保険」と表示しています。

<加入種別>

種 別	該 当 者
第1号被保険者	日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生および無職の方とその配偶者（厚生年金保険や共済組合等に加入しておらず、第3号被保険者でない方）の方
第2号被保険者	厚生年金保険や共済組合等に加入している会社員や公務員の方 ただし、65歳以上で老齢基礎年金などを受ける権利を有している方は除きます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で、原則として年収が130万円未満の20歳以上60歳未満の方

「④資格を取得した年月日」欄、「⑤資格を失った年月日」欄

- 「④資格を取得した年月日」欄は、年金制度に加入了した年月日を表示しています。
- 「⑤資格を失った年月日」欄は、年金制度に加入了しなくなった年月日（退職した日などの翌日）を表示しています。

「⑥加入月数」欄

- 「①番号」欄の各番号ごとの年金制度の加入了月数を表示しています。
被保険者の資格を失った月は、加入了月数には算入されません。
なお、現在加入了中の年金制度については、作成日の前々月までの月数を表示しています。

「⑦国民年金」欄

- 国民年金加入了期間の内訳を表示しています。納付済月数には保険料を前納した月数も含みます。
 - 半額免除、3/4免除および1/4免除を承認された場合は、免除により減額された保険料を納付している場合にその納付済月数を表示しています。
 - 学特等（学生納付特例、若年者納付猶予）を追納しなかった期間については、年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。
- ※納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、金融機関等から納付に関する情報が提供されるまで一定の期間を要するため、作成日時点では「未納月数」に計上されている場合があります。

「⑧厚生年金保険」欄、「⑨船員保険」欄

- 「⑧厚生年金保険」欄は厚生年金保険加入了期間、「⑨船員保険」欄は船員保険加入了期間の内訳を表示しています。

<加入了月数と加入了期間>

- 「加入了月数」は、実際の加入了月数の合計を表示しています。
- 「加入了期間」は、「⑧厚生年金保険」欄では坑内員、「⑨船員保険」欄では船員として加入了期間の加入了月数を、昭和61年3月までは4/3倍し、昭和61年4月から平成3年3月までは6/5倍して表示しています（※坑内員または船員として加入了月がない方は、「加入了月数」と「加入了期間」は同じ月数になります）。
- 厚生年金保険の加入了年齢は、平成14年4月より65歳から70歳に引き上げられています。

<厚生年金基金>

- 「⑧厚生年金保険」欄のカッコ内には、厚生年金保険加入了期間のうち、厚生年金基金に加入了した月数を再掲しています。

「⑩年金加入了期間合計」欄

- 年金加入了期間のうち、未納月数を除いた月数を表示しています。
作成日時点の年金加入了記録を使用しているため、納付日によっては月数に反映されない場合があります。

「⑪合算対象期間」欄

- 国民年金に任意加入了している期間のうち、保険料が納めていない月数を表示しています。
(平成24年の法律改正により、合算対象期間に算入されることになりました。)
- 合算対象期間とは、年金額には反映されませんが、老齢年金を受けるために必要な期間としてみなすことができる期間のことをいいます。

これまでの厚生年金保険の標準報酬月額などの月別状況です。

裏面の標準報酬月額などに関する解説をご覧いただいたうえで、
表示している金額が当時の報酬と大幅に相違していないかご確認ください。

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づき作成しています。

※厚生年金基金加入期間については、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納付する保険料）を除いて計算しています。

※旧3公社共済組合（JR、JT、NTT）および農林共済組合の統合日前の保険料納付額は、ハイフン（—）で表示しています。

※「年度」は、4月から翌年3月までを1年度として表します。例) 平成20年度 1月 → 平成21年1月

年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※プランク（空白）の月については、厚生年金保険に加入していない月となります。国民年金または共済組合等に加入している月の場合も、同様にプランク（空白）で表示されますので、『年金加入履歴』とあわせてご確認ください。													
	標準報酬月額												
	標準賞与額												
	保険料納付額												
	標準報酬月額												
	標準賞与額												
	保険料納付額												
	標準報酬月額												
	標準賞与額												
	保険料納付額												
	標準報酬月額												
	標準賞与額												
	保険料納付額												
	標準報酬月額												
	標準賞与額												
	保険料納付額												
	標準報酬月額												
	標準賞与額												
	保険料納付額												
	標準報酬月額												
	標準賞与額												
	保険料納付額												
	標準報酬月額												
	標準賞与額												
	保険料納付額												
	標準報酬月額												
	標準賞与額												
	保険料納付額												
	標準報酬月額												
	標準賞与額												
	保険料納付額												

標準報酬月額と標準賞与額について

標準報酬月額と標準賞与額は、お客様が厚生年金保険または船員保険に加入していた期間に勤務されていた会社などの事業主からの届出に基づき決定したものであり、日本年金機構が管理している記録です。

1. 標準報酬月額

標準報酬月額とは、毎月の報酬から納める保険料の額や、受け取る年金の額を決定する時に、その計算の基となるための金額であり、給与などの平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額（※）に当てはめたものです。

（※）標準報酬月額には上限と下限があり、現在の標準報酬月額の区分では、厚生年金保険の上限（最高額）は62万円、下限（最低額）は9万8千円となっています。

標準報酬月額の上限を超える、または下限を下回る報酬が支払われていたとしても、標準報酬月額は上限（62万円）または下限（9万8千円）で決定しています。

標準報酬月額や保険料率の変遷については、日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）でご確認ください。

（1）標準報酬月額を決定する時期

- 標準報酬月額は、まず、入社した時に決定し、毎年、一定の時期の報酬（給与など）を基に、定期的に決定し直します。

＜定期的に決定する時期＞

平成14年度まで	5月から7月までの報酬の平均を標準報酬月額として決定し、同年10月から適用します。
平成15年度から	4月から6月までの報酬の平均を標準報酬月額として決定し、同年9月から適用します。

- また、標準報酬月額は、実際の報酬に大幅な変動があった場合にも改定されます。

詳しくは、日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）の「ねんきん定期便に関するQ&A」をご確認ください。

（2）標準報酬月額の決定の基となる報酬

- 標準報酬月額の決定の基となる報酬とは、給与、賃金、各種手当などの名称を問わず、労働者が労働の対価として事業主から支払われるすべてのものをいい、所得税や住民税などを控除する前のものとなります。
- 報酬には、金銭に限らず、食事や住宅、通勤定期券などの現物として支払われるものも当時の時価に換算して含めますが、交際費や慶弔費、出張旅費などの同時に支払われるものは含めません。

2. 標準賞与額

平成15年4月から、賞与からも（毎月の報酬から納める保険料と同率で計算した）保険料を納めていただき、年金額の計算の基とすることになっています。

標準賞与額とは、賞与から納める保険料の額や受け取る年金の額を決定する時に、その計算の基とするための金額であり、実際に支払われた賞与の額の千円未満の端数を切り捨てた額となります。

なお、標準賞与額の上限（最高額）は1回150万円となっており、実際の賞与の額が上限を超えて支払われていたとしても、標準賞与額は150万円で決定しています（※）。

（※）平成7年4月から平成15年3月までの間は、賞与から「特別保険料」を納めることになりましたが、これは、年金財政に考慮し、負担の公平性の観点からとられた措置で、年金額の計算の基とはならない（標準賞与額とはならない）ため、本紙の表面の「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」には表示していません。

3. 保険料の計算と納付

保険料は、各被保険者の標準報酬月額および標準賞与額に、その当時の保険料率を乗じて計算し、事業主と被保険者で折半して納めることになっています（折半する際の1円未満の端数の取扱いについては、勤務されていた会社などによって異なるため、「ねんきん定期便」では1円未満の端数について、50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて表示しています）。

また、被保険者が納める保険料は、一般的には事業主が報酬又は賞与から控除し、事業主がまとめて納めることになっています。

なお、平成7年4月から、育児休業中の保険料（被保険者本人が負担する部分のみ）が、平成26年4月から、産休中の保険料が免除されていますので、本紙の表面の「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」には表示していません。

これまでの国民年金保険料の納付状況です。
表示している納付状況に「誤り」がないかご確認ください。
(裏面の解説もご覧ください。)

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づき作成しています。

※納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまで最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示されている場合があります。

※直近の納付状況をご確認いただく場合は、恐れ入りますが「ねんきんネット」や「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」などでご確認ください。

※「年度」は、4月から翌年3月までを1年度として表します。 例) 平成20年度 1月 → 平成21年1月

年度	納付済月数等の内訳						月別納付状況												
	① 納付	② 免除	③ 学生 納付 特例 等	④ 計	⑤ 未納	⑥ 合算	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	

※昭和51年以前の国民年金保険料の納付状況の一部については、年度単位で管理しているものがあり、各月毎の納付状況が確認できない場合があります。その場合の月別納付状況欄は「***」が表示されます。

国民年金保険料の納付状況の見方

※納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまで最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示されている場合があります。
※直近の納付状況をご確認いただく場合は、恐れ入りますが「ねんきんネット」や「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」などでご確認ください。

「納付済月数等の内訳」欄

年度別に次の月数を表示しています。

- 「①納付」欄 国民年金保険料を納めた月数、または第3号被保険者の月数です。
- 「②免除」欄 国民年金保険料が全額免除された月数および半額免除、3／4免除、1／4免除され、残りを納めた月数です（※1）。
- 「③学生納付特例等」欄 学生納付特例や若年者納付猶予が認められた月数です（※2）。
- 「④計」欄 ①～③の合計月数です。
- 「⑤未納」欄 国民年金保険料を納めていない月数です（半額免除、3／4免除、1／4免除され、残りを納めていない月数を含みます）。
- 「⑥合算」欄 国民年金の任意加入期間のうち、保険料を納めていない月数です。

（※1）半額免除制度は平成14年4月から、3／4免除および1／4免除の多段階免除制度は平成18年7月から実施しています。

（※2）学生納付特例制度は平成12年4月から、若年者納付猶予制度は平成17年4月から実施しています。なお、これらの制度に関し、後日、保険料を追納しなかった期間については、年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

「月別納付状況」欄

表示	説明
納付済	国民年金保険料を納めている期間の表示です。 (国民年金保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含みます。)
未納	国民年金保険料を納めていない期間の表示です。
/	国民年金に加入していない期間の表示です。 厚生年金保険、共済組合等に加入している場合も同様に表示されます。
3号	国民年金第3号被保険者である期間の表示です。
全免	国民年金保険料の納付が全額免除されている期間の表示です。
半免	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、残りの半額の保険料を納めている期間の表示です。
半未	国民年金保険料の納付が半額免除されているが、残りの半額の保険料を納めていない期間の表示です。※
3／4免	国民年金保険料の納付が3／4免除されていて、残りの1／4の保険料を納めている期間の表示です。
3／4未	国民年金保険料の納付が3／4免除されているが、残りの1／4の保険料を納めていない期間の表示です。※
1／4免	国民年金保険料の納付が1／4免除されていて、残りの3／4の保険料を納めている期間の表示です。
1／4未	国民年金保険料の納付が1／4免除されているが、残りの3／4の保険料を納めていない期間の表示です。※
学特等	学生納付特例または若年者納付猶予が認められている期間の表示です。
付加	付加保険料を納めている期間の表示です。
合算	国民年金の任意加入期間のうち、保険料を納めていない期間の表示です。

※「未納」のほか、「半未」、「3／4未」、「1／4未」については、未納期間です。

大切なお知らせ③

◆老齢年金の受給開始年齢が引き上げられます。

- 厚生年金保険に1年（12月）以上加入していた方は、現在、60歳から65歳まで特別支給の老齢厚生年金を受け取れます。
- 平成12年の法律改正により、特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢が平成25年度から平成37年度にかけて（平成25年度に60歳になる男性から）段階的に60歳から65歳へ引き上げられます。
- 特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢は、生年月日や性別によって異なりますので、詳しくは、日本年金機構のホームページ（<http://www.nenkingo.jp/>）でご確認ください。

◆老齢年金の繰上げ請求ができます。

- 特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢の引き上げに伴い、60歳台前半における老齢厚生年金の繰上げ請求ができるようになりました。
- 老齢厚生年金は、原則として、受給開始年齢から受け取れますが、受給開始年齢になる前でも、60歳以降であれば、請求することにより繰り上げて年金を受け取れます。

＜繰上げ請求する場合に必要となる条件＞

- ①昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた**男性の方**
昭和33年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた**女性の方**
 - ・特別支給の老齢厚生年金の受給要件を満たしている。
 - ・60歳以上であり、かつ特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢未満である。
 - ・国民年金の任意加入被保険者となっていない。
- ②昭和36年4月2日以降に生まれた**男性の方**
昭和41年4月2日以降に生まれた**女性の方**
 - ・老齢厚生年金の受給要件を満たしている。
 - ・60歳以上65歳未満である。
 - ・国民年金の任意加入被保険者となっていない。

＜繰上げ請求する場合の注意点＞

- ・年金額は、生涯にわたって減額されます。
- ・老齢基礎年金と老齢厚生年金を同時に繰上げ請求することになります。
一方のみを繰上げ請求することはできません。

- 老齢年金の繰上げ請求を希望する場合は、年金見込額や手続方法を含め、
お近くの年金事務所、街角の年金相談センター、または下記の「ねんきんダイヤル」に
お問い合わせください。

老齢年金の受給開始年齢の引上げ、繰上げ請求に関するお問い合わせは

『ねんきんダイヤル』へ！



0570-05-1165

*050から始まるおかげになる場合は、

03-6700-1165 へお電話ください。

【受付時間】月曜日：午前8時30分～午後7時まで
火～金曜日：午前8時30分～午後5時15分まで
第2土曜日：午前9時30分～午後4時まで
※祝日、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。

年金加入記録の確認の流れ

ご不明な点がある場合は、「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」にお電話ください。

お知らせした年金加入記録を十分にご確認ください。

- ・「ねんきん定期便」の見方は、2~7ページをご覧ください。

「もれ」や「誤り」がある

「もれ」や「誤り」がない

ご回答いただく必要はありません。

「年金加入記録 回答票」を記入してください。

- ・記入方法は「年金加入記録 回答票」の裏面をご覧ください。
- ・すでに年金記録確認第三者委員会へ申立てしている内容については、あらためて「年金加入記録 回答票」を記入していただく必要はありません。

「年金加入記録 回答票」を返送してください。

- ・同封の返信用封筒に「年金加入記録 回答票」を入れ、ポストに投函してください。

日本年金機構において年金加入記録の調査・確認を行います。

- ・申し訳ありませんが、調査・確認の結果をお送りするまでに相当期間がかかりますことをご容赦ください。

年金加入記録の統合（確認完了）

ねんきん定期便・ねんきんネットに関するお問い合わせ先

『ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル』



0570-058-555

※050から始まる電話でおかけになる場合は、
03-6700-1144（一般電話）にお電話ください。

【受付時間】月～金曜日：午前9：00～午後7：00

第2土曜日：午前9：00～午後5：00

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。

※ナビダイヤルは、一般的の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般的の固定電話以外（携帯電話など）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「03-6700-1144」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いのないようにご注意ください。

※月曜日など休日明けや、お客様のお手元にこのお知らせが届いた直後（5日程度）は、電話がつながりにくくなっています。週の後半と月の後半はつながりやすくなっていますので、どうぞご利用ください。

「ねんきん定期便」パンフレット（50歳以上の方用）

このパンフレットや同封の「ねんきん定期便」は、大切に保管しておいてください。

日本年金機構からのお願いです。

I ご自身の年金加入記録に「もれ」や「誤り」はありませんか？

- これまで、皆様に「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」などのお知らせをご確認いただき、「もれ」や「誤り」がある旨ご回答いただいた方のうち、多くの方の年金加入記録が回復しています。
- お勤めされていた期間が短期間であっても、それが年金の受け取りに結び付く可能性があります。
- さらに、将来、老齢年金の受け取りに必要な年金加入期間が25年（300月）から10年（120月）に短縮することが予定されています。
- ご自身の年金加入記録をご確認いただき、「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、この「ねんきん定期便」に同封している「年金加入記録 回答票」にてご回答いただきますようお願いします。

II ねんきん特別便等に未回答の皆様へ

- 年金記録問題の解決に向け、これまで、皆様に年金記録をご確認いただくために、下の表に記載しているお知らせをお送りしました。
- これらのお知らせをご確認いただき、「もれ」や「誤り」がある旨ご回答いただいた方のうち、多くの方の年金加入記録が回復しています。
- まだ、ご回答いただいている方は、ぜひ、この「ねんきん定期便」に同封している「年金加入記録 回答票」にてご回答いただきますようお願いします。

お送りしたお知らせ	対象者
「ねんきん特別便」（水色または黄緑色の封筒）	年金に加入している方および加入していた方
「年金記録の確認のお知らせ」（黄色の封筒）	未統合記録の持ち主と思われる方

III 年金加入記録に国民年金の第3号被保険者記録をお持ちの皆様へ

- 国民年金の第3号被保険者の期間として記録されている期間であっても、配偶者が厚生年金保険等の資格を喪失していた期間やお客様ご自身の収入が増加したことなどにより、配偶者の扶養から外れていた期間は、国民年金の第1号被保険者への種別変更の届出が必要です。種別変更の手続き先は、住所地の市（区）町村国民年金担当窓口となりますので、忘れずに届出ください。

- 年金請求時の年金記録確認の際に種別変更の届出もれが判明した場合には、さかのぼって年金記録を訂正することとなり、受け取る年金が減額される場合がありますので、届出もれのないよう、きちんと手続きを行ってください。

※国民年金の第3号被保険者とは、厚生年金保険・共済年金加入者に扶養される配偶者のことです。

「ねんきん定期便」の見方

1. これまでの年金加入期間

「国民年金 第1号被保険者」欄

- ◆保険料を納めている期間および保険料が免除された期間の月数を表示しています。
※3／4免除など、保険料の一部が免除された期間は、免除された残りの保険料を納めている場合に納付済月数に含まれます。
- ◆国民年金に任意加入している期間のうち、保険料を納めていない期間は、合算対象期間の月数に含まれます。
- ◆保険料を前納している期間は、納付済月数に含まれます。

「国民年金 第3号被保険者」欄

- ◆現在、第3号被保険者の期間として記録されている月数を表示しています。
※昭和61年4月以降の期間で、かつサラリーマン（厚生年金保険の被保険者または共済組合等の組合員）の被扶養配偶者であって、原則として年収130万円未満の方が第3号被保険者に該当します。

《種別変更の届出のお願い》

- ◆第3号被保険者の期間として記録されている期間であっても、配偶者が厚生年金保険の被保険者または共済組合等の組合員の資格を喪失していた期間やお客様ご自身の収入が増加したことなどにより、配偶者の扶養から外れていた場合は、第1号被保険者に該当しますので、実際とは異なる場合があります。
※配偶者が厚生年金保険の被保険者または共済組合等の組合員であっても、65歳以上（年金を受ける権利がある方）である場合は第1号被保険者に該当します。
- ◆第1号被保険者に該当する場合は、住所地の市（区）町村の国民年金担当窓口へ種別変更の届出が必要となりますので、忘れずに届出ください。
※すでに第1号被保険者への種別変更を届出されている場合であっても、この「ねんきん定期便」の作成日までに記録への反映が間に合わなかったため、「ねんきん定期便」の表示が異なっている場合もあります。
- ◆第3号被保険者の届出が遅れた場合、2年以上経過した期間は「保険料未納期間」となっていましたが、平成17年4月から「第3号被保険者の特例届出」を提出することにより、2年以上経過した期間についても「保険料納付済期間」となり、老齢基礎年金の年金額などに反映されることとなっています。届出の有無などをご確認いただく場合は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。



障害年金や遺族年金を受け取っている方へ

- ◆障害年金や遺族年金を受け取っている方は、将来、老齢年金を受け取ることができるように、どちらか一方の年金を選択していただくなど、ご自身に有利な受取方法を選んでいただくことになります。
※詳しくは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

2. 老齢年金の見込額

- ◆老齢年金の受け取りには、原則として300月以上の年金加入期間（未納期間および同月内での重複加入期間を除く）および合算対象期間が必要であり、「ねんきん定期便」の作成日時点で300月以上の年金加入期間および合算対象期間がない場合は、老齢年金の見込額を表示していません。
- ◆表示している老齢年金の見込額は、現在の加入条件で60歳まで加入了と仮定を基に計算しています。
※詳しくは、8ページの説明をご覧ください。

《年金額が表示されていない方へ》

- ◆次の原因などが考えられます。
年金加入記録の補正が必要となる場合がありますので、お近くの年金事務所にお問い合わせください。
 - ・「ねんきん定期便」に表示している年金加入期間および合算対象期間の合計が300月に満たない。
 - ・同月内で重複している年金加入記録がある。
 - ・旧3公社共済組合または農林共済組合の加入期間が240月以上ある。
※老齢厚生年金ではなく、共済組合から退職共済年金が支払われる可能性があります。

（参考）これまでの保険料納付額

（1）国民年金（第1号被保険者期間の保険料納付額）

- ◆次の①～③の前提で、加入期間当時の保険料額を基に計算しています。
 - ①附加保険料の納付額を含めて計算しています。
 - ②保険料を前納している場合は割引額を控除して、保険料を追納している場合は加算額を加算して計算しています。
 - ③3／4免除など、保険料の一部が免除されている場合は、免除された残りの保険料額を基に計算しています。

（2）厚生年金保険（厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額）

- ◆次の①～③の前提で、加入期間当時の標準報酬月額および標準賞与額に、その当時の保険料率を乗じて計算しています。
 - ①被保険者負担分のみを計算しています。
※厚生年金保険の保険料は、各被保険者の標準報酬月額および標準賞与額に、その当時の保険料率を乗じて計算し、事業主と被保険者が折半して納めることになっています（被保険者負担分の保険料は、一般的には事業主が報酬または賞与から控除し、事業主がまとめて納めます）。
※折半する際の1円未満の端数の取扱いは、勤務されていた会社などによって異なるため、「ねんきん定期便」では1円未満の端数について、50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて表示しています。
 - ②厚生年金基金に加入している期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納める保険料）を除いて計算しています。
 - ③育児休業期間中の保険料（平成7年4月から被保険者負担分を免除。平成12年4月から事業主負担分も免除）および産前産後休業期間中の保険料（平成26年4月から）が免除されていますので、これらの期間の保険料を除いて計算しています。

年金記録確認のチェックポイント

- (ア) 年金加入履歴を表示している前の期間
- (イ) 空いている期間
- (ウ) 年金加入履歴を表示している後の期間

(ア) (イ) (ウ) の期間（共済組合等の加入記録を除く）は、特にご確認いただきたいポイントです。以下の項目に該当するような場合は、記録の「もれ」や「誤り」のある可能性が高くなります。

この期間働いていなかった

- 学生であったが国民年金に加入していた。
- 夫（妻）の扶養家族であったが、国民年金に加入していた（昭和61年3月以前に限ります）。

この期間働いていた

- 退職後、結婚し姓が変わった。
- いろいろな名前の読み方がある。
- 事情があって本名とは異なる名前で勤めた（異なる名前で記録されている可能性があります）。
- 事情があって本来の生年月日とは異なる生年月日で勤めた（異なる生年月日で記録されている可能性があります）。
- 転職のたびに年金手帳が発行された（年金手帳を一つにまとめる手続きをしていないと記録がもれていますの可能性があります）。
- 同じ会社（グループ）内で転勤や出向を繰り返していた。
- 勤務先の会社が、その後、合併、社名変更、倒産した。
- 試用期間中に退職した。
- 保険の外交員、期間工などとして勤めていた。

心当たりのある方は、思い当たる内容について、同封の「年金加入記録回答票」に記入し、返信用封筒で返送していただくか、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

「これまでの『加入履歴』です。」の見方

これまでの『年金加入履歴』です。 表示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。 (裏面の解説もご覧ください。)					
この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づき作成しています。					
表示している年金加入期間や年金見込額には、共済組合等における加入記録は反映されていません。 ※現在、日本年金機構と共済組合との情報交換により加入記録の整備を行っているところです。 ※各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。					
①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
ア 1	厚年	厚生年金保険 (基金加入期間)	平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1	18
イ 2	国年	第1号被保険者 (空いている期間があります。)	平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1)
ウ 3	厚年	東京株式会社	平成 5. 10. 1	平成 7. 4. 1	18
4	国年	第3号被保険者	平成 7. 10. 1	平成 16. 4. 1	102
			平成 16. 4. 1		120

【参考欄】

⑦国民年金			⑧厚生年金保険		⑨船員保険		⑩年金加入期間合計 (未納月数を除く)	⑪合算対象期間			
納付済月数	全額免除月数	半額免除月数	4分の3免除月数	4分の1免除月数	学年等月数	第3号月数	納付済月数	加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数	加入期間
14	0	0	0	0	0	120	134	120	120	0	0
国民年金被保険者期間における未納月数(※)			付加保険料納付月数(再掲)				0	(18)	(18)	254	3

※納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまで最大3週間程度かかることがありますため、「未納月数」に含まれている場合があります。ご容赦ください。

B - 3 / 2010*****Z

第3号被保険者の表示

- ◆ 2~3頁の「1. 年金加入期間」の第3号被保険者に関する説明をご覧ください。
- ◆ 現在、第3号被保険者の期間として記録されている内容を表示していますが、実際には第1号被保険者に該当している場合、第1号被保険者への種別変更の届出が必要となります。
- ◆ 第1号被保険者への種別変更の届出が遅れた場合、2年以上経過した期間は「保険料未納期間」となりますが、平成25年7月から、この「保険料未納期間」を「受給資格期間」に算入できるようになりました。
※「受給資格期間」については、9ページの説明をご覧ください。
※「受給資格期間」への算入には届出が必要です。
詳しくは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

「③お勤め先の名称等」欄

- ◆ 国のコンピュータにお勤め先の名称が登録されていない場合は、「厚生年金保険」または「船員保険」と表示しています。

厚生年金基金の加入期間の表示

- ◆ 厚生年金保険の加入期間のうち、厚生年金基金に加入している期間をカッコ書きで表示しています。
- ◆ ただし、厚生年金基金が代行返上（厚生年金基金が国に代わって行っていた給付事務を国に返上）した場合で、その事務処理が完了している場合は表示されません。

《厚生年金基金に関するお問い合わせ》

- ◆ 「厚生年金基金の加入期間が10年未満」で脱退された方
⇒企業年金連合会（年金相談室） 0570-02-2666（ナビダイヤル）
※050から始まる電話、または070-5***、070-6***から始まる電話（PHS）でおかけになる場合は、03-5777-2666にお電話ください。
- ◆ 「厚生年金基金の加入期間が10年以上」で脱退された方
「現在加入中」の方
⇒お勤め先（または当時の勤め先）が加入している厚生年金基金にお問い合わせください。

「⑥加入月数」欄

- ◆ 「③お勤め先の名称等」欄が「第1号被保険者」の場合は、国民年金保険料の納付済月数と未納月数の合計月数を表示しています。

「⑤資格を失った年月日」欄

- ◆ 年金制度に加入しなくなった年月日（退職した日などの翌日）を表示しています。
※現在加入中の場合は、空欄となります。

国民年金の加入期間の月数

- ◆ 国民年金の第1号被保険者の期間のうち、保険料を納めていない期間の月数は、「国民年金被保険者期間における未納月数(※)」欄に表示しています。
- ◆ ただし、国民年金に任意加入している期間のうち、保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数は、「⑪合算対象期間」欄に表示しています。
※任意加入未納期間については、6~7ページの説明をご覧ください。

「これまでの厚生年金保険の標準報酬月額などの月別状況です。」

◆この様式は、厚生年金保険または船員保険の加入期間がある方のみ同封しています。

これまでの厚生年金保険の標準報酬月額などの月別状況です。 裏面の標準報酬月額などに関する解説をご覧いただいたうえで、表示している金額が当時の報酬と大幅に相違していないかご確認ください。													
この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づき作成しています。													
※厚生年金基金加入期間については、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納付する保険料）を除いて計算しています。 ※旧3公社共済組合（JR、JT、NTT）および農林共済組合の統合日前の保険料納付額は、ハイフン（-）で表示しています。													
※「年度」は、4月から翌年3月までを1年度として表します。例) 平成20年度 1月 → 平成21年1月													
標準報酬月額と保険料納付額の月別状況													
年度	種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※プランク（空白）の月については、厚生年金保険に加入していない月となります。国民年金または共済組合等に加入している月の場合も、同様にプランク（空白）で表示されますので、「年金加入履歴」とあわせてご確認ください。													
平成 4年	標準報酬月額	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
	標準賞与額 保険料納付額	14,500	14,500	14,500	14,500	14,500	14,500	14,500	14,500	14,500	14,500	14,500	14,500
平成15年	標準報酬月額	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000
	標準賞与額 保険料納付額	16,296	16,296	43,456	16,296	16,296	16,296	0	0	0	0	0	0

保険料納付額の表示

◆育児休業期間中の保険料（平成7年4月から被保険者負担分のみ。平成12年4月から事業主負担分も免除）および産前産後休業期間中の保険料（平成26年4月から）が免除されていますので、保険料が免除されている期間は、保険料納付額を「0円」と表示しています。
※育児休業期間中または産前産後休業期間中の保険料を免除するためには、事業主からの届出が必要です。

《産前産後休業中の厚生年金保険料の免除》

◆平成26年4月から、産前産後休業期間（※）について、事業主からの届出に基づき、厚生年金保険料が免除されることとなりました。
(※) 産前42日（多胎妊娠の場合は98日）、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間
◆また、産前産後休業の終了後、報酬（給与など）が下がった場合は、産前産後休業の終了後の3カ月間の報酬を基に、標準報酬月額を改定することとなりました。

◆旧3公社共済組合（JR、JT、NTT）および農林共済組合の加入期間については、厚生年金保険への統合日以後の保険料納付額を表示しており、統合日以前の保険料納付額は「一円」と表示しています。
・旧3公社共済組合の統合日：平成 9年4月1日
・農林共済組合の統合日：平成14年4月1日
◆「ねんきん定期便」（B-1ページ）の「（参考）これまでの保険料納付額」の「（2）厚生年金保険（厚生年金被保険者期間の保険料納付額）」にも、統合日以前の旧3公社共済組合（JR、JT、NTT）および農林共済組合の加入期間の保険料納付額は含まれていません。

「これまでの国民年金保険料の納付状況です。」

◆この様式は、国民年金の加入期間がある方のみ同封しています。

これまでの国民年金保険料の納付状況です。 表示している納付状況に「誤り」がないかご確認ください。 (裏面の解説もご覧ください。)																		
この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づき作成しています。																		
※納付期間内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまで最大3週間程度かかることがあります。 ※直近の納付状況をご確認いただく場合は、恐れ入りますが「ねんきんネット」や「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」などでご確認ください。																		
※「年度」は、4月から翌年3月までを1年度として表します。例) 平成20年度 1月 → 平成21年1月																		
納付済月数等の内訳																		
年度	① 納付	② 免除	③ 学生納付特例等	④ 計	⑤ 未納	⑥ 合算	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※昭和51年以前の国民年金保険料の納付状況の一部については、年度単位で管理しているものがあり、各月毎の納付状況が確認できない場合があります。その場合の月別納付状況欄は「***」が表示されます。																		
平成 5年	5	0	0	5	1	0	/	/	/	/	/	/	納付済	納付済	納付済	納付済	未納	
平成 6年	9	0	0	9	0	3	納付済	合算	合算	合算	合算							

「合算」の表示（任意加入未納期間）

◆保険料を納めていない期間は、「月別納付状況」欄に「未納」と表示し、「⑤未納」欄に月数を表示しています。
◆ただし、国民年金に任意加入している期間のうち、保険料を納めていない期間は、「月別納付状況」欄に「合算」と表示し、「⑥合算」欄に月数を表示しています。

《国民年金の任意加入被保険者の保険料未納期間の合算対象期間への算入》

◆平成26年4月から、次のいずれかに該当する国民年金の任意加入被保険者が、その任意加入している期間の保険料を納めていなかった場合についても、任意加入しなかった期間と同様に、合算対象期間として取り扱うこととなりました。
・昭和61年3月以前のサラリーマンの配偶者で任意加入した方
・昭和61年4月以後の海外在住で任意加入した方
・平成3年3月以前に、20歳以上の学生で任意加入した方

保険料免除期間について保険料納付の申出を行った場合の表示

◆保険料の法定免除に該当している期間について、保険料を納めたいという申出を行った場合は、その保険料を納めるまでの間、申出の対象期間（保険料の納付を希望する期間）は「未納」と表示しています。
◆また、申出の対象期間の保険料納付が完了するまでの間、「ねんきん定期便」の年金見込額が表示できない場合があります。

《保険料免除期間に係る保険料の取扱いの改善》

◆平成26年4月から、次のとおり保険料免除期間に係る保険料の取扱いが改善されることとなりました。
・法定免除に該当している期間（法定免除期間）について、将来の老齢基礎年金の受け取り額を確保するために保険料を納めたいという申出を行った場合は、その申出の対象期間（保険料の納付を希望する期間）について保険料を納めることができます。
・過去にさかのぼって法定免除に該当するようになった場合、免除該当日後に納められていた法定免除期間に係る保険料は必ず還付する取り扱いとなっていましたが、ご本人が希望する場合には、保険料を還付せず、「保険料納付済期間」として取り扱われます。
・保険料を前納した後に免除に該当するようになった場合、免除該当日前に前納した保険料のうち、免除に該当する月以後の分の保険料の還付が可能となります。

「ねんきん定期便」の「2. 老齢年金の見込額」について

「2. 老齢年金の見込額」の計算の基となる年金加入期間

- ◆現在の加入条件に応じて、次のとおり60歳まで年金加入期間を延長しています。
- ◆61歳以上の方は、「ねんきん定期便」の作成月時点の年金加入記録を基に計算しています。

◆国民年金に加入中の方



◆厚生年金保険に加入中の方

「ねんきん定期便」の作成月の標準報酬で、60歳まで加入したと仮定しています。

老齢基礎年金の見込額

- ◆「ねんきん定期便」に表示している年金加入期間のうち、次の期間は年金額の計算の基に含まれません。
 - 厚生年金保険または船員保険の被保険者期間のうち、20歳未満の期間または60歳以上の期間
 - 昭和36年3月31日以前の厚生年金保険または船員保険の被保険者期間
- ◆共済組合等の組合員期間は、年金額の計算の基に含まれません。
- ◆国民年金の付加保険料を納めた期間がある方は、付加年金を含めて年金額を計算しています。
- ◆振替加算額は含まれません。

老齢厚生年金の見込額

- ◆厚生年金保険の加入期間が12月以上あり、老齢年金の受給資格（9ページ参照）を満たしている方には、60歳から65歳までの間、特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができます。
※特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢は、生年月日に応じて、順次引き上げられています。
詳しくは、「ねんきん定期便」の「大切なお知らせ③」（B-7ページ）をご覧ください。
※厚生年金保険の加入期間が12月末満の場合は、特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができません。（65歳から老齢厚生年金を受け取ることができます。）
- ◆65歳からは、特別支給の老齢厚生年金の「定額部分」に相当するものが老齢基礎年金になります。「定額部分」の額が、厚生年金保険の加入期間を基に計算した老齢基礎年金の年金額よりも高い場合は、その差額が「経過的加算」となります。
- ◆厚生年金基金の加入期間がある方は、厚生年金基金または企業年金連合会（旧名称：厚生年金基金連合会）から支払われる額（代行部分）を除いて年金額を計算しています。
※厚生年金基金が代行返上（厚生年金基金が国に代わって行っていた給付事務を国に返上）した場合で、その事務処理が完了している場合は、厚生年金保険の加入期間として計算しています。
- ◆離婚などにより、厚生年金保険の標準報酬の分割の対象となった方は、分割後の標準報酬を基に年金額を計算しています。
- ◆受給開始年齢の時点において、すでに離職していることを前提に年金額を計算しています。
在職中（厚生年金保険に加入中）の場合や雇用保険法に基づく保険給付（失業手当など）を受け取っている場合は、報酬（給与）などに応じて、年金額の全部または一部が支給停止される場合があります。
- ◆加給年金額は含まれません。

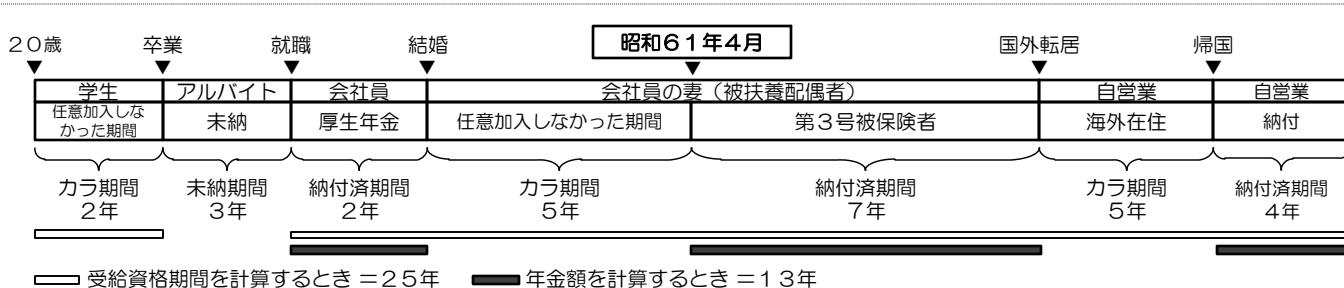
年金の制度・用語に関する説明

受給資格期間

- ◆老齢年金の受け取りには、原則として25年（300月）以上の年金加入期間および合算対象期間が必要です。
〔保険料納付済期間 + 保険料免除期間など（※） + 合算対象期間（カラ期間） = 25年（300月）〕
(※) 保険料免除期間のほか、学生納付特例制度や若年者納付猶予制度の適用を受けている期間も「受給資格期間」に含まれます。ただし、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

合算対象期間（カラ期間）

- ◆年金制度への加入が任意であったため、年金制度に加入していないかった期間などをいいます。
例えば、20歳から60歳までの期間で、次の①～③に該当する期間などです。
①昭和61年3月以前のサラリーマンの配偶者であった期間
②海外に在住していた期間
③平成3年3月以前の学生であった期間
- ◆合算対象期間（カラ期間）は、受給資格期間には含まれますが、老齢年金の年金額には反映されません。



保険料免除期間の月数の考え方

- ◆保険料免除期間がある方の「保険料納付済期間」の月数は、免除の種類による保険料の負担額に応じて、次のとおり計算されます。なお、全額免除の場合でも、国庫負担分の年金が受け取れます。

- ◆平成21年3月以前の期間については、国庫負担1/3で計算されます。

保険料負担分					
	国庫負担分				
免除種別	免除なし				
	納付割合	全額納付	納付なし	1/3納付	1/2月
	月数	1月	1/3月	1/2月	2/3月
免除なし	全額免除	納付なし	3/4免除	1/4納付	1/2月
全額納付	納付なし	1/3月	1/4納付	1/2月	2/3月
半額免除	半額納付	2/3月	1/4免除	3/4納付	5/6月
1/4免除	3/4納付	5/6月	1/4免除	3/4納付	7/8月

- ◆平成21年4月以降の期間については、原則として、国庫負担1/2で計算されます。

保険料負担分					
	国庫負担分				
免除種別	免除なし				
	納付割合	全額納付	納付なし	3/4免除	1/4納付
	月数	1月	1/2月	5/8月	3/4月
免除なし	全額免除	納付なし	3/4免除	1/4納付	5/8月
全額納付	納付なし	1/2月	1/4納付	5/8月	3/4月
半額免除	半額納付	2/3月	1/4免除	3/4納付	7/8月
1/4免除	3/4納付	5/6月	1/4免除	3/4納付	7/8月

保険料未納期間などがある方へ

- ◆国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると、時効により納めることができなくなります。保険料未納期間がある場合は、お早めに保険料をお納めください。
- ◆過去10年以内に保険料未納期間がある方は、申出により、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、保険料を納めることができる期間が10年に延長されます。
- ◆保険料免除期間や学生納付特例制度、若年者納付猶予制度の適用を受けている期間は、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めること（追納）ができます。
※多段階免除（3/4免除、半額免除および1/4免除）の期間については、免除により減額された保険料を納付している期間に限ります。
なお、3年目以降に追納する場合は、免除当時の保険料の額に加算額が上乗せされます。
- ◆国民年金保険料は、納めてから国のコンピュータに納付記録が収録されるまでに一定期間を要します。
「ねんきん定期便」の作成日時点で、すでに保険料を納めている方であっても、納付記録が収録されるまでの間は「未納」と表示されます。あらかじめご容赦ください。

50歳以上で節目年齢（59歳）以外の方にお送りする「ねんきん定期便」（ハガキ）の見方

- ◆「ねんきん定期便」は、毎年、国民の皆様（国民年金、厚生年金保険または船員保険に加入している方）にお送りしています。
- ◆節目年齢（35歳、45歳、59歳）の方には、今回お送りしている封書の「ねんきん定期便」を、節目年齢以外の方には、原則としてハガキの「ねんきん定期便」をお送りしています。
- ◆ハガキの「ねんきん定期便」は、表示する約1年間に、国民年金（第1号被保険者・第3号被保険者）、厚生年金保険または船員保険の年金加入記録がある方に限り、お送りしています。
ただし、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方には、未加入の方にもハガキの「ねんきん定期便」をお送りしています。

（表面）

ねんきん定期便					
この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づき作成しています。 なお、下記の内容には、国民年金保険料を前納した期間も含まれます。					
照会番号 (お問い合わせの際は、この番号をお知らせください。)					
1.これまでの年金加入期間（共済組合の加入期間は含まれていませんので、各共済組合にお問い合わせください。）					
国民年金		厚生年金保険	船員保険	年金加入期間 合計 (未納月数を除く)	合算対象期間
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)			
月	月	月	月	月	月
※老齢年金の受け取りには、原則として300月以上の年金加入期間（未納期間および同月内での重複加入期間を除く）及び合算対象期間が必要です。 ※合算対象期間とは、年金額には反映されませんが、老齢年金を受けるために必要な期間としてみなすことができる期間のことです。 上表の「合算対象期間」欄には、国民年金の任意加入期間のうち、保険料を納めていない期間の月数を表示しています。					
2.老齢年金の見込額（ご自身の加入状況の変化や毎年の経済の動向など種々の要因により変化します。あくまで参考としてください。）					
年金を受給できる年齢		歳～	歳～	歳～	
1年 年金の種類 と年 金額	基礎年金			老齢基礎年金 円	
	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	老齢厚生年金 (報酬比例部分)	老齢厚生年金 (定額部分)	老齢厚生年金 (経過の加算部分)
	厚生年金	円	円	円	円
年金額（1年間の受取見込額）		円	円	円	円
※老齢年金の見込額は、現在の条件で60歳まで加入したと仮定して計算しています。 ※本来の支給開始年齢で受給した場合の見込額を表示しています。支給開始年齢を繰り上げて（繰り下げて）請求した場合、年金額は異なります。 ※厚生年金基金から支給される額を除いて計算しています。 ※老齢年金の見込額が表示されていない場合は、ご自身の年金加入期間のみでは300月に達しない場合などです。 お近くの年金事務所にお問い合わせください。					
(参考)これまでの保険料納付額					
(1)国民年金（第1号被保険者期間の保険料納付額）		(累計額)	円		
(2)厚生年金保険（厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額）		(累計額)	円		
これまでの保険料納付額【(1)+(2)】		(累計額)	円		
※国民年金の保険料納付額は、加入期間当時の保険料額を使い、付加保険料は含め、前納は割引額を控除し、後納は加算額を加算して計算しています。 ※厚生年金保険の保険料納付額は、加入期間当時の標準報酬（月）額を基に、当時の保険料率を使い、以下の前提で計算しています。 ・被保険者と事業主が折半して負担していますが、ここでは、被保険者本人が負担した額について計算しています。 ・厚生年金加入期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納付する保険料額）を除いて計算しています。 (裏面「最近の月別状況です」の保険料納付額も同様に計算しています。)					
さらに詳しくご自身の年金加入記録をご確認いただく場合は、「ねんきんネット」（裏面参照）をご利用ください。					

1.これまでの年金加入期間

2.これまでの加入実績に応じた年金額

(参考)これまでの保険料納付額

◆今回お送りしている封書の「ねんきん定期便」（B-1ページ）と表示内容は同じです。
※詳しくは、2~3ページの説明をご覧ください。

（裏面）

最近の月別状況です				
表面の年金加入期間や最近の月別状況に「もれ」や「誤り」があるのではなくご心配のある方、年金加入期間が300月に満たない方、転勤・転職が多い方、姓（名字）が変わったことがある方などは、お近くの年金事務所にお問い合わせいただき、ご自身の年金記録をご確認ください。				
平成 年 月 から 平成 年 月 までの期間を 平成 年 月 日時点の情報を表示しています。	年月 (平成)	国民年金 (第1号・第3号) 納付状況	厚生年金保険 標準報酬月額 (千円)	標準賞与額 (千円)
	平成24年12月	納付済／付加		
	平成25年1月	納付済／付加		
	平成25年2月	納付済／付加		
	平成25年3月	納付済／付加		
	平成25年4月	3号		
	平成25年5月	3号		
	平成25年6月	3号		
	平成25年7月	合算		
	平成25年8月	合算		
	平成25年9月	合算		
	平成25年10月		240	20,544
	平成25年11月		240	20,544
	平成25年12月		240	400 54,704

※納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまでに最大3週間程度かかることがあります。「未納」と表示されることがあります。ご容赦ください。

◆「ねんきん定期便」の作成年月日の
14ヶ月前から2ヶ月前までの期間の
年金記録を表示しています。

「国民年金（第1号・第3号）納付状況」欄

- ◆第1号被保険者の場合は、国民年金保険料の納付状況を表示しています。
第3号被保険者の場合は、「3号」と表示しています。
- ◆国民年金保険料と付加保険料を納めている場合は、「納付済／付加」と表示しています。
- ◆国民年金に任意加入している期間のうち、保険料を納めていない期間は、「合算」と表示しています。
※詳しくは、7ページの説明をご覧ください。

「厚生年金保険」欄

- ◆今回お送りしている封書の「ねんきん定期便」の「これまでの厚生年金保険の標準報酬月額などの月別状況です。」（B-5厚ページ）と表示内容は同じです。
※詳しくは、6ページの説明および今回お送りしている「ねんきん定期便」（B-6厚ページ）の説明をご覧ください。